

令和6年度佐渡産パワーアップ事業補助金



園芸の振興による所得の向上と地域産業の促進のため補助金を交付します

1 園芸対災害性向上事業

事業主体	農業者、農業者等の組織する団体、農業公社、農地所有適格法人
事業内容	<p>安定的な収益確保を目的に、災害に強い経営体制の構築に必要な経費を対象とし、事業費の50%以内で補助（補助の上限20万円）</p> <p>(1)防風網の導入経費 (2)防霜ファンの導入経費 (3)湯水対策に必要な経費 (4)農業用パイプハウスの強靱化に必要な経費</p>
注意事項	<p>・災害復旧経費や発電装置、ハウス被覆材は対象外とし、灌水用エンジンポンプ又は貯水タンクを導入する場合は、自動灌水装置と合わせて導入する場合のみ補助対象とします。</p>

2 1億円産地推進事業

事業主体	農業者、農業者等の組織する団体、農業公社、農地所有適格法人
事業内容	<p>園芸生産の導入及び拡大を図り、生産効率の高い産地を育成するための取組を対象とし、事業費の50%以内で補助（補助の上限20万円）</p> <p>(1)新改植に要する経費 苗木代、堆肥、土壌改良等に要する経費</p> <p>(2)園地整備費 園内通路や用排水工事、伐根等に係る費用</p> <p>(3)仮設用トイレの導入経費 設置及び撤去費用、フェンス等の付帯設備に係る費用</p> <p>(4)規模拡大支援 柿、ルレクチエ、アスパラガス、みかんの栽培面積が前年度から増加する場合に1aあたり4,000円以内で補助</p> <p>(5)遊休施設利用促進 市内の遊休施設（農業用パイプハウス、果樹棚等）を購入し、再利用する際の撤去・搬出・設置費用、被覆材の購入費</p>
注意事項	<p>・規模拡大支援においては、事業年度の11月末までに農地の売買又は貸借契約したものは当該年度、12月以降に契約したものは翌年度の対象とします。</p> <p>・遊休施設利用促進について、施設本体の購入費用は対象外とします。</p>



注意事項

- ・ 予算の範囲内での支援となります。
- ・ 交付決定前に実施した事業、経費は対象外となります。
- ・ 交付申請には、納税証明書、見積書等の添付が必要になります。
- ・ 補助金交付額の下限は5万円となります。
- ・ 審査の結果、対象外とする経費や事業の採択を行わない場合があります。
- ・ 各事業において、他の補助事業の対象となる経費の重複受給はできません。
申請書に必ず他に活用する補助金名を記載してください。
- ・ 事業の完了は、現地確認の他、資材の購入伝票、出荷・販売伝票、領収証、状況写真、成果物等により確認します。必ず保管してください。



(問い合わせ先)

- 佐渡市 農林水産部 農業政策課 生産振興係
TEL : 0259-63-5117
メール:nousei@city.sado.niigata.jp